

(指定通所介護)

高 陽 デ イ サ ー ビ ス 重 要 事 項 説 明 書

●あと会／3Yのころ

やすらぎ
情こまやかな心



豊かさ
のびのびとした心

喜び
快く受け入れる心

医療法人社団 あと会

当施設はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当指定通所介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用の事業所	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 非常災害対策	7
8. 秘密保持と個人情報の保護	7
9. 虐待防止の措置について	7
10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて	8
11. 事故発生時の対応について	8
12. 要望及び苦情等の相談	9
13. 第三者評価の実施状況	9
14. その他	10

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3470103262

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安佐北区落合南1-11-22 |
| (3) 電話番号 | 082-843-1212 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成15年4月1日 |

2. ご利用の事業所

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定通所介護 |
| (2) 施設の目的 | 医療法人社団あと会が開設する通所介護事業所が行う指定通所介護事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | 高陽デイサービス |
| (4) 施設の所在地 | 広島市安佐北区落合南1-11-22 |
| (5) 電話番号 | 082-845-3676 |
| (6) 管理者名 | 横山 吉宏 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・改善並びにご利用者の御家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 |
| (8) 開設年月日 | 平成15年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 30人
(通常規模型事業所) |
| (10) 通常の事業実施地域 | 広島市安佐北区、安佐南区 |
| (11) 営業日 | 月曜日から土曜日まで
(ただし祝日及び8月14日から16日・
年末年始を除く) |

- (12) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
 (13) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	ユニット型介護老人保健施設	平成16年10月1日	100人
居宅	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成16年10月1日 平成18年 4月1日	40人
	通所リハビリ（2単位目） 介護予防通所リハビリ（2単位目）	平成27年10月1日 平成27年10月1日	40人
	通所リハビリ（3単位目） 介護予防通所リハビリ（3単位目）	平成27年10月1日 平成27年10月1日	10人
	ユニット型短期入所療養介護 ユニット型介護予防短期入所療養介護	平成16年10月1日 平成18年 4月1日	空床利用
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成22年8月1日 平成22年8月1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成16年10月1日 平成22年 5月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成27年3月1日 平成29年4月1日	—
	夜間対応型訪問介護	平成27年3月1日	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成27年3月1日	—
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成15年 4月1日 平成29年 4月1日	30人
	居宅療養管理指導	平成12年 4月1日	—

	介護予防居宅療養管理指導	平成18年 4月1日	
	居宅介護支援事業	平成16年10月1日	—

4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事
生活相談員	2	—	日常生活上の相談に応じ、必要に応じての生活支援に従事
介護職員	3	1	ご利用者の通所介護計画に基づき、介護、看護などの通所介護サービスの提供に従事
看護職員	—	4	
機能訓練指導員	—	4	個々のご利用者ごとに個別の機能訓練計画の作成、実施、評価に従事

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 介護職員	8:30～17:30
2. 看護職員	8:30～17:30
3. 機能訓練指導員	随時
4. 生活相談員	8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また、加算対象サービスについては、ご利用者ごとの選択制となります。利用するサービス

の種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

【サービスの概要】

共通的サービス

①排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

②送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。安全確保のために、送迎時にはご家族の方に在宅していただくようお願いいたします。

③機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他

介護が困難な方でも、その人らしい生活を継続できるよう、経験豊かな職員を一定割合以上雇用し、安定的な介護サービスを提供しています。また、質の高いサービスを継続して実施するために、介護職員の処遇改善、教育にも力を入れてまいります。

【加算対象サービス】

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

①入浴介助加算

(1) 入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合。

(2) 入浴介助加算（Ⅱ）

入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加え、以下に該当した場合。

- a. 利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、介護

- 支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行った場合。
- b. 機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。
- c. 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合。
- ②若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症利用者（介護保険法に規定する初老期における認知症によって要介護者となった方）に対して、サービスを提供した場合。
- ③送迎未実施減算
利用者が自ら通う場合や利用者の家族が送迎を行うなど事業所が送迎を実施していない場合。
- ④科学的介護推進体制加算
次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービス提供を行った場合。
- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。
- (2) 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
- ⑤サービス提供体制強化加算
経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。
- ⑥介護職員等处遇改善加算
介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。
- ⑦感染症災害3%加算
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。

【サービス利用料金】

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービス

であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。 ※別紙参照

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要と利用料金】

①食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（※材料代等の実費をいただくことがあります。）

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④おむつ代

ご契約者の身体の状態により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについて、ご負担いただくことがあります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について説明します。

※詳細な各実費利用料は、別紙料金表をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施

設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

- ③ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 非常災害対策

防災設備：自動火災報知設備、誘導灯設備、避難器具設備等

防災訓練：年2回

8. 秘密保持と個人情報の保護

(1) ご利用者及びその御家族に関する秘密保持

- ①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその御家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の御家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の御家族の個人情報を用いません。
- ②当法人は、ご利用者及びその御家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

9. 虐待防止の措置について

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

- (2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる

る利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するもの
とします。

10．身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。
ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生
命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、
施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくこと
があります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内
容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細
に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざ
るを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身
体的拘束による行動の制限を解除いたします。

11．事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内
容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を
行い医師・看護職員に報告します。
 - ② 発生状況・受傷状況を確認し、御家族に至急連絡するとともに、
必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契
約者や御家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を主任介護
職員に報告し、主任介護職員より速やかに御家族へ連絡します。
 - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者や御家
族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場
合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村、当該ご利用者に関わる居宅介護
支援事業者等へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合
があります。

1 2. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 横山 吉宏
2. 苦情受付担当者：生活相談員 坂田 朱美
(TEL) 082-845-3676

3. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安佐北区厚生部 健康長寿課介護 保険係	所在地 広島市安佐北区可部3丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内) 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30～17:00
広島県国民健康 保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 3. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

1 4．その他

(1) 確認

当事業所ご利用にあたり毎月 1 回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、通所介護計画について、契約者及びその御家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその御家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその御家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、デイサービスご利用者又はその御家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島市安佐北区落合南1丁目11-22
医療法人社団 あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成15年 4月 1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成18年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成18年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成28年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 1年 6月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 1年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年 7月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 6月 1日から一部改正する。